



陸軍歩兵中尉從七位勲六等小栗重敬

特旨ヲ以テ位一級被進

從七位勲六等小栗重敬

叙正七位

右謹テ奏ス

明治三十一年八月五日

内閣

内閣總理大臣伯爵大隈重信

十四

陸軍部 陸一四〇番

八月五日 陸軍部 陸一四〇番 木村

明治廿一年八月五日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

陸軍歩兵中尉後七位勲二等小栗重敬  
 廿八年一月以来 征清ノ軍ニ從事 今年  
 七月 吉屋湾 征討ノ為メ 大連湾 出帆  
 續キ 臺灣 守備隊 附トナリ 奮テ 蕃賊  
 討伐ニ 従事シ 遂ニ 戦鬪中 重傷ヲ  
 受ケ 目下 危篤ニ 陥リ 候 趣 存 陸軍  
 大臣 奏請、通特、位一級 進メラレ  
 可然ト 認ム

めくれず



陸軍歩兵中尉従七位勲六等 小栗重敬

右臺灣ニ在テ蕃賊討伐ニ従事シ戦闘中重傷ヲ受ケ訣傷  
痕ノ為メ目下危篤ニ陥リ到底快復ノ見込無之然ルニ本人儀  
ハ在職六ヶ年未滿ナルモ右討伐ニ関シ其功績顯著ナル者ニ  
付特旨ヲ以テ位一階進メラレ正七位ニ敘セラレ度  
謹テ奏ス

明治三十一年八月五日

陸軍大臣子爵桂 太郎



陸軍省

位第八五號

陸軍省

陸軍少中尉從七位勲六等小栗重敬

右特旨進位ノ件ヲ進達ス

明治三十一年八月五日

陸軍大臣子爵桂 太郎



内閣總理大臣伯爵大隈重信殿

陸軍省

裏面白紙